

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成29年4月5日（平成29年（行個）諮問第66号）

答申日：平成29年12月8日（平成29年度（行個）答申第150号）

事件名：自動車局保障制度参事官室から本人宛てに送付された文書作成の基となった「保険会社の報告文書」等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国土交通大臣（以下「国土交通大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年11月28日付け国総情政第273号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

不開示についてはその全部が不当である。また、その理由付けも矛盾だらけで、到底納得できない。よって、全部開示を求める。

（2）意見書

ア 法14条2号の「口」規定を確認すると、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報については、開示するのが相当」旨に規定されている。

したがって、審査請求人による開示請求の保有個人情報は、審査請求人の健康面、生活又は財産を保護するために必要かつ重要な個人情報に該当することは明らかであるから、諮問庁による不開示決定には納得できない。

イ 諮問庁による開示拒否（不開示）決定の理由付けは、法14条3号の「口」規定の引用である。

しかし、同号規定上の「ただし」から確認すると、人の生命、健康面、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる

情報を除く，と規定されている。

したがって，審査請求人による開示請求の当該保有個人情報，交通事故が原因による傷害及びその後遺障害の強い神経症状の残存及び右後遺障害に対して自賠責保険から支払われた（支払済）として処理されている件に関連する保有個人情報に間違いがないから，審査請求人には当該損保会社による届出（報告）趣旨を知る権利がある，と判断するのが相当である。

ウ 法14条2号の「ハ」規定確認から判断した場合にあっては，当該個人（自動車局保障制度参事官室職員）が公務員である場合において，当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは，当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については，当該保有個人情報を開示しなければならない。（中略）と，同法第14条関連法律規定を解釈するのが相当である。

エ まとめ

自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）16条の6（支払等に関する届出）規定から判断しても，諮問庁による不開示決定に対する理由付けの，次の，

- ① 保険会社から任意で提供を受けた個人情報である。
- ② 開示しないことを，保険会社との間で約束した上で，任意に提供された。
- ③ 開示することで，国による職務を適正に遂行する上で支障をきたす。

等々の右①ないし③の理由付けは矛盾だらけであって，社会的受忍限度を超える不適切な内容であって，到底納得できるものではない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は，法に基づき処分庁に対し，審査請求人に係る保有個人情報「特定日D付国土交通省自動車局保障制度参事官室から審査請求人宛に送付された文書作成の基となる保険会社の報告文書，並びに関連する文書一式（請求者による国土交通大臣宛に提出した文書を含む）」について，開示を求めたものである。
- (2) 本件開示請求（平成28年10月28日開示請求受付）を受けて処分庁は，特定日D付国土交通省自動車局保障制度参事官室から審査請求人宛に送付された文書作成の基となった「保険会社の報告文書」及び「関連する文書一式」については，自賠法16条の7の規定に基づき，被害者である審査請求人から国土交通大臣に対する申出を受け，その事実確認を行うため，保険会社に対して提供させた報告書を特定した。
- (3) しかしながら，特定した当該報告書は自賠法16条の7の規定に基づ

く国土交通大臣に対する申出に対して、その事実確認を行うため、保険会社に対して開示しないとの条件で任意に提供させた報告書であり、損害保険業界における通常の取扱いとして開示しないこととされているものであることから、法14条3号口の規定に該当する情報であるとともに、開示することは、自賠法16条の7の申出に対して同条各号に掲げる事実確認を行う国の当該事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすことから、法14条7号柱書きの規定に該当するため不開示とし、「請求者による国土交通大臣宛に提出した文書」については、「特定日A付、特定日B付及び特定日C付で審査請求人による国土交通大臣宛に提出した文書」として以下の文書を特定し、開示する決定を行った（平成28年11月28日国総情政第273号）。

- ・ 特定日A付「交通事故被害者の緊急救済申出上申書」と題する文書9枚
- ・ 特定日B付「交通事故被害者の緊急救済要望書並びに当該保有個人情報利用停止申出書」と題する文書8枚、その他添付資料81枚
- ・ 特定日C付「損害賠償金不払に対しての異議申出書」と題する文書、封筒コピー合わせて15枚、その他添付資料12枚

(4) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対して原処分を取消し、不開示とした文書全部の開示を求めて審査請求を提起した。

2 自動車損害賠償責任保険について

自賠法5条により、自動車は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、自賠責保険は、事故が発生した場合に、被害者保護の観点から被害者に対し適正な損害賠償を保障する目的のため設けられているところである。

自賠法16条の7により、国土交通省では、自賠責保険の適正な事務の遂行のため、交通事故の被害者及び加害者等からの申出に対して自賠責保険会社へ事実確認を行っている。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問に当たり、原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 処分庁は、審査請求人より「別紙（特定日D付国土交通省自動車局保障制度参事官室から審査請求人宛に送付された文書）作成の基となる保険会社の報告文書、並びに関連する文書一式（請求者による国土交通大臣宛に提出した文書を含む）」についての保有個人情報開示請求書を平成28年10月28日に受け付けた。

(2) 原処分については、審査請求人が開示を求めている「保険会社の報告文書」及び「関連する文書一式」については、自賠法16条の7の規定

に基づく被保険者又は被害者からの国土交通大臣に対する申出について、その事実確認を行うため、国が保険会社に対して開示しないとの条件で任意に提供させた報告書であり、損害保険業界における通常の見扱として開示しないこととされているものであることから、法14条3号口の規定に該当する情報である。

万一、開示しないとの条件で自賠責保険会社から提供させた報告書等に対して一方的に約束を破って開示した場合は、以降、保険会社から協力を得て任意で当該報告書等の提供を受けるなどの必要な情報入手の協力を得ることが困難となり、国が自賠法16条の7における被害者及び加害者等からの申出により、同条各号に掲げる事項について保険会社へ事実確認を行い、必要な指導・監督を行うという自賠責保険の適正な事務に重大な支障を及ぼすことから、法14条7号柱書きの規定に該当するため不開示と判断した。

4 結論

以上のことから、原処分は、妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月24日 審議
- ④ 同年6月16日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年11月10日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年12月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部について、法14条3号口及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 自賠法により、自動車は、自賠責保険の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならないこととされており、事故に遭った場合、被害者又は保険加入者（加害者）からの請求に基づき、

自賠責保険会社は、国が定めた「支払基準（告示）」に従った保険金を支払わなければならないこととされている。

保険金の支払いに疑問や不服がある場合には、自賠責保険会社に対する異議申立てや第三者機関による紛争処理制度等がある外、自賠法16条の7に基づき、被害者又は保険加入者（加害者）は、自賠責保険会社による保険金の支払いが国の定める支払基準に違反し、又は自賠責保険会社による情報提供が適正に行なわれていないと認めるときは、国土交通大臣にその事実を申し出ることができることになっている。

イ 自賠法16条の7に基づく事実の申出を受けた国土交通省では、自賠責保険の適正な事務の遂行のため、交通事故の被害者及び加害者等からの申出について、保険会社への事実確認を行っている。事実確認の結果、申出を受けた国土交通省において、自賠責保険会社が支払基準に従った保険金等の支払をしていない、又は適正な情報提供手続に従っていないと認める場合には、自賠法16条の8に基づき、自賠責保険会社に対して必要な指示を行うこととなる。

ウ 本件についていえば、審査請求人が自賠法16条の7に基づいて、国土交通省自動車局保障制度参事官室宛てに提出した特定日B付け及び特定日C付けの申出に対し、同室では、特定保険会社に事実確認の上、特定日D付けで回答を作成し、審査請求人に回答している。

本件の文書1及び文書2は、それぞれ、審査請求人が、自賠法16条の7に基づき自動車局保障制度参事官室宛てに提出した国土交通大臣への申出と、同室が事実確認のため特定保険会社から提供を受けた報告文書等である。

エ 本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分は文書2であり、当該文書に記録されているのは、上記ウのとおり、国土交通省の求めに応じて特定保険会社が提出した①自動車事故に係る被害者と特定保険会社の交渉記録、②特定保険会社の契約者に関する情報及び③保険金の支払額等に関する経過情報である。

ところで、自賠法では、「11条から前条までの規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、保険会社に対し、責任保険の業務に関し報告をさせ、又はその職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入り、責任保険の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる」（23条の2第1項）と規定されており、自賠法16条の7に基づく事実の申出を受けた国土交通省において自賠責保険会社に事実確認を行うに当たって、自賠法23条の2第1項に基づき、自賠責保険会社の帳簿、書類等を検査することは可能である。

しかしながら、本件の文書2は、同項に基づく検査のために必要なものとして提出を命じたものではなく、開示しないとの条件で任意に提供を求めた報告書等であり、保険業界における通常の取扱いとして開示しないこととされているものであることから、万一、開示しないとの約束を破って開示した場合には、保険会社の事業に支障が出るリスクが生じることから、以降、保険会社から必要な報告書等の情報の提供を受けることが困難となる。

その結果、自賠法16条の7に基づく事実の申出を受けた案件について、迅速に事実確認を行うことが不可能となり、申出者に対する迅速な対応や、自賠責保険会社に対する迅速かつ適切な指示を行うことが困難となり、自賠責保険事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、法14条3号口及び7号柱書きの規定に該当するため不開示が相当である。

- (2) 文書2は、飽くまでも特定保険会社から任意で提供を受けたものであるため、これを公にすると今後保険会社から協力を得られなくなり、その結果、自賠法16条の7に基づき申出を受けた案件について迅速に事実確認を行なうことが不可能となり、申出者に対する適切な対応や、自賠責保険会社に対する迅速かつ適切な指示を行うことが困難となり、自賠責保険事務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明については、これを否定し難い。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条3号口及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条3号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙 本件対象保有個人情報記録された文書

文書1 審査請求者から国土交通省自動車局保障制度参事官室宛てに提出された特定日A付，特定日B付及び特定日C付文書

文書2 特定日D付国土交通省自動車局保障制度参事官室から審査請求人宛に送付された文書作成の基となった「保険会社の報告文書」及び「関連する文書一式」